

[きゃつする]

項目	内容																				
1. 商品名	・きゃつする																				
2. 資金使途	・自由（事業性資金は除きます。）																				
3. 借入資格	<p>・次の条件を満たし、保証会社の保証を受けられる個人の方</p> <p>①当金庫の営業地区内に住所又は勤務先を有する方</p> <p>②年齢が満18歳以上69歳以下で安定した収入のある方（年金受給のみは対象となりません。）</p> <p>*パート、アルバイトの方もご利用いただけます。</p> <p>*専業主婦の方も、その配偶者が年齢満69歳以下で安定した収入がある場合（配偶者が年金受給のみ、またはパート・アルバイトの場合は不可）はご利用いただけます。</p> <p>ただし、申込金額の上限は50万円となります。</p>																				
4. 融資形式	<p>・当座貸越</p> <p>*専用カードにより、ATMからお引き出しいただけます。</p>																				
5. 契約期間	<p>・3年（3年ごとに再審査のうえ、契約期限を自動更新します。）</p> <p>*ただし、新規貸越期限は満66歳の誕生日の属する月末までとなります。</p>																				
6. 貸越極度額	<p>・50万円以上500万円以下（10万円単位）</p> <p>*保証会社の審査結果に基づくお客さまごとの利用限度額に応じた契約額になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用限度額</th> <th>貸越極度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円～50万円（10万円単位）</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～500万円（10万円単位）</td> <td>利用限度額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	利用限度額	貸越極度額	10万円～50万円（10万円単位）	50万円	60万円～500万円（10万円単位）	利用限度額と同額														
利用限度額	貸越極度額																				
10万円～50万円（10万円単位）	50万円																				
60万円～500万円（10万円単位）	利用限度額と同額																				
7. 融資利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約極度額</th> <th>融資利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td> <td>14.500%</td> </tr> <tr> <td>60万円以上～100万円以下</td> <td>13.500%</td> </tr> <tr> <td>110万円以上～200万円以下</td> <td>12.000%</td> </tr> <tr> <td>210万円以上～300万円以下</td> <td>9.800%</td> </tr> <tr> <td>310万円以上～400万円以下</td> <td>7.500%</td> </tr> <tr> <td>410万円以上～500万円以下</td> <td>5.500%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*融資利率には保証料を含みます。</p> <p>*金融情勢により利率が変更となる場合がございます。</p>	契約極度額	融資利率	50万円	14.500%	60万円以上～100万円以下	13.500%	110万円以上～200万円以下	12.000%	210万円以上～300万円以下	9.800%	310万円以上～400万円以下	7.500%	410万円以上～500万円以下	5.500%						
契約極度額	融資利率																				
50万円	14.500%																				
60万円以上～100万円以下	13.500%																				
110万円以上～200万円以下	12.000%																				
210万円以上～300万円以下	9.800%																				
310万円以上～400万円以下	7.500%																				
410万円以上～500万円以下	5.500%																				
8. 返済方法	<p>・毎月の約定返済日【2日】（金庫の休日の場合は翌営業日）に、当該約定返済日の前日の貸越元金残高に応じ、次に定める金額を返済いただきます。（残高スライド方式）</p> <p>・ご返済はご指定の返済用預金口座（ご本人名義）から自動的に行うものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定返済日前日の貸越元金残高</th> <th>約定返済額（損害金、貸越金利息貸越元金のうち返済に充当される金額の合計額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円以下</td> <td>ご利用残高</td> </tr> <tr> <td>1万円超～50万円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超～70万円以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>70万円超～100万円以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～150万円以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超～200万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超～250万円以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円超～300万円以下</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円超～500万円以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*毎月の返済のほか、ATMにより随時返済も可能です。</p>	約定返済日前日の貸越元金残高	約定返済額（損害金、貸越金利息貸越元金のうち返済に充当される金額の合計額）	1万円以下	ご利用残高	1万円超～50万円以下	10,000円	50万円超～70万円以下	15,000円	70万円超～100万円以下	20,000円	100万円超～150万円以下	25,000円	150万円超～200万円以下	30,000円	200万円超～250万円以下	35,000円	250万円超～300万円以下	40,000円	300万円超～500万円以下	50,000円
約定返済日前日の貸越元金残高	約定返済額（損害金、貸越金利息貸越元金のうち返済に充当される金額の合計額）																				
1万円以下	ご利用残高																				
1万円超～50万円以下	10,000円																				
50万円超～70万円以下	15,000円																				
70万円超～100万円以下	20,000円																				
100万円超～150万円以下	25,000円																				
150万円超～200万円以下	30,000円																				
200万円超～250万円以下	35,000円																				
250万円超～300万円以下	40,000円																				
300万円超～500万円以下	50,000円																				
9. 利息の返済方法	<p>・お利息（保証料含む）は、前月の約定返済日から当月の約定返済日前日までの毎日の貸越最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算にて算出します。</p> <p>*お利息は、約定返済日に貸越元金に自動的に組入れます。</p>																				
10. 担保	・不要																				
11. 保証人	・不要（信金ギャランティ㈱の保証を受けていただきます）																				
12. 契約手数料等	・不要																				

<p>1 3. その他参考事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、電話・FAX・インターネット・モバイルによる仮審査申込制度がございます。</li> <li>・お借入期間中に当初の契約極度額の範囲内で実際にお借入できる利用限度額を増減させていただきます場合があります。</li> <li>・諸条件によりお申し出に添えない場合がございますのであらかじめご了承下さい。</li> </ul>
<p>1 4. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。</li> <li>・なお、所定の各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</li> </ul>